

厚生年金の保険料率が9月分(10月納付分)からUPし17.828%に!お間違いないように!
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿へのご記入をお忘れなく。



「合併や会社分割といった煩雑な手続きではなく事業譲渡の方法で建設業部門を他社に売却出来ないか?」との相談を受けました。こうした会社の組織を再編する行為は会社法第5編「組織変更・合併・会社分割・株式交換・株式移転・(その)手続き」として、743条~816条に出てきます。ところが事業譲渡は第2編「株式会社」の467条~470条に少し記載されているだけです。

「近く65才になる技術者がいるが、年金との関係もあるので給与を下げたい…しかし社保料は月額変更届で4ヵ月目からしか下がらない…一旦退職してすぐ再就職すれば社保料も同時に安くなると聞いた事があるが…」との問い合わせがありました。この問題の背景には2年前から法律で、すべての企業に①65才以上への定年の引上げ、②希望者全員を65才まで継続して雇用する制度の導入、③定年の定め廃止…のいずれかの対応を

「合併や会社分割といった煩雑な手続き

新設会社に『事業譲渡』で営業権即入札資格引継ぎ!

他の再編行為にある債権者保護の手続き(官報公告等)が不要で反対株主への対応が求められるだけです。譲り受ける側からしても、新規に法人を設立すれば経審で評価される営業年数を引き継ぎ、20年程の年数で40~50ポイントP点が上がります。地元の公共工事の受注実績が譲渡会社になれば新設法人であっても即、指名競争入札に参加できる可能性もあります。この4年程で行政の取扱いが違ってきています。まずはご相談下さい!



求められたが、80%以上の企業が②で対応している現実があります。年金額は給与額と調整されるため、定年以外の理由でも継続雇用する場合は同日付の喪失と取得(得喪)を認め、翌月には調整が出来るようにしました。一方で60才からの年金は毎年1才づつ支給開始年齢が遅くなるようになったのです。結果として、60才以上の年金未受給の人も同日付の得喪が認められる事に!

60才以上の『継続雇用』の同日給与変動は『得喪』!



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。当事務所の☎は、0977-23-5463 又は IP 050-3626-3645 (9:00~17:30)